

主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書

平成 30 年 3 月末をもって主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が廃止され、都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏付けがなくなった。同法が廃止される際、種子の品質確保や都道府県の財源となる交付税措置の確保等 4 項目が付帯決議されているが強制力はない。

雲南市を中核とする雲南圏域は島根県の水稲採種面積の約 8 割を占める一大産地で、優良な種子を安定供給してきた。今後も島根県内の主要農作物の安定生産及び品質向上に欠かせない優良な種子を当圏域において生産し農家に供給していくことが求められている。

しかし、同法の廃止により地域の共有財産である種子を特定事業者に独占されてしまうことが懸念される。その結果、雲南圏域の高い生産技術を持つ種子生産農家から地域に適した品種の種子が供給されなくなり、品質低下や種子価格の上昇を招く恐れがある。また、将来的に外資系事業者による独占等により、食文化の多様性や食の安心・安全が脅かされることも危惧される。

よって、県におかれては、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでどおりの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要作物の種子生産に係る条例制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 30 日

島根県雲南市議会